

◆税を考える週間の一環として◆
第七回 練馬西税務署職員による 相続税講習会開催

― 相続税の基礎的な内容から、それにまつわる税金色々 ―

十一月二十一日(金) 税を考える週間の一環として、練馬西税務署職員による相続税講習会を開催しました。今年度も穏やかな小春日和に恵まれ、十二名のご参加をいただきました。講師は昨年同様、練馬西税務署資産課税第一部門高橋上席国税調査官にお越しいただきました。

はじめに暮らしの税情報冊子を元に、土地や建物を売ったら、税金はどのように計算するの?というところで、分離課税の譲渡所得になり、譲渡所得の計算方法の説明から取得費、譲渡費用になるものの説明がありました。譲渡費用の基本的な考え方は、売るための費用は入れられるが、維持管理は費用に入れない。例えば、売却のための取り壊し費用は入れられるが、リフォームは入れられない。また、相続時の登記費用は入れられるとのこと。訴訟の弁護士費用、遠方の旅費については、どこまで入れられるか微妙な所があるので税務署に問合せください。とのことでした。

あなたが良いのでは。とのこと。続いて、被相続人の居住用財産を売却した場合の3000万円の特別控除の特例、いわゆる空き家の特例となるもので、亡くなった人が相続開始の直前(一定の場合、老人ホーム等に同居する直前)に一人で住んでいた家とその敷地を相続した人が、相続開始の日から3年後の12月31日までに、その家とその敷地を売却した場合で、一定の要件を満たすものについては、3000万円(相続人が3人以上の場合、一人につき2000万円)の特別控除を適用することができるものがあるが、適用要件が多々あるので、万が一期限後になったとしても書類がきちんと整ってから申告することが重要、とのことでした。

贈与税については、令和6年に改正があり、相続時精算課税制度の有効活用も節税の一つではとのこと。今年も多岐にわたった講義をいただき受講者にとっても好評でした。公務ご多忙のなか講師を快くお引き受けいただきました高橋上席国税調査官、ご出席いただきました皆さまに紙面をお借りして感謝申し上げます。(高橋)

練馬西税務署 署長講演・税務講習会

十一月十七日(月)「税を考える週間」の一環として、練馬西税務署川村貴史署長による講演を十七名のご参加を頂き開催致しました。

川村署長は千葉県松戸市のご出身で、網走税務署長を努められたご縁で観光大使をされており「オホーツク地方について」と題してご講演を頂きました。網走税務署の管内には、一市六町の自治体があり、管内総面積は、東京二十三区の五・四倍で鳥取県並の広さになるそうです。実際に署長が撮影された各地の写真をおして観光名所・名産品等のご紹介を頂きました。



▲署長講演の風景



◀税務講習会

本物の流水にふれたり、マイナス15度を体験できる「オホーツク流水館」、北海道開拓と監獄受刑者をテーマとした「博物館網走監獄」、二十八・一km続く直線道路がまるで天まで続いているように見えることから呼ばれる「天に続く道」、「ワカサギ釣り」等の名所、名産品であるきんぎょの一本釣りの美味しさは、絶品だそう。署長の地域への思いがあふれていて数々の体験したお話を伺い実際に行っているような感じであったという間に時間が過ぎてしまいました。

第二部は、個人課税第一部門大森幸江上席国税調査官より、令和七年度税制改正の「個人所得税」の中で、「所得の基礎控除の引上げ」「給与所得控除の最低保障額の引上げ」「大学生年代の親への特別控除の創設」等皆様に関係する内容のご説明を頂きました。

公務ご多忙の中、ご講演を頂きました川村署長、ご臨席頂きました藤田第一統括官、講師をして頂いた大森上席調査官、ご参加頂きました皆様に深く感謝申し上げます。(高田)



講習会風景

マル経融資のご案内

～小規模事業者経営改善資金～
※融資限度額：2,000万円
※返済期間：運転資金10年以内
設備資金10年以内

2026年3月31日の日本政策金融公庫受付分までです。

- 利率：2.1% (2025年12月1日現在)
- ※担保・保証人不要 (保証協会の保証も不要)
- ※他に練馬区の利子補給40% (最大3ヶ年)
- ※利用できる方：従業員20名以下 (宿泊業、娯楽業以外の商業・サービス業は5名以下)
- ※1年以上事業を行っている方
- ※飲食業の設備資金も利用可能

◇本融資は商工会議所の推薦で日本政策金融公庫より事業資金として貸し出されますが、審査の結果、ご希望に添えないことがあります。

《窓口専門相談》
本相談は、経営に関する相談に限定しております。会員・非会員の方問わず利用できます。

【法律相談】 毎月第2金曜日
午後1時～4時 (30分単位)
相談員：弁護士 相談無料

【税務相談】 1月～3月 毎週火曜日
4月～12月 毎月第2火曜日
午後1時～4時 (30分単位)
相談員：税理士 相談無料

【問い合わせ先】 東京商工会議所練馬支部
練馬区練馬1-17-1 Coconeri 4F
TEL: 3994-6521 FAX: 3994-6589

事務局からのお知らせ

- ◎令和7年12月27日(土)～令和8年1月4日(日)まで、年末年始の休業となります。
- ◎年末調整の手続きは、1月9日(金)までをお願いいたします。決算時に年末調整の手続きは、できかねますのであらかじめご了承ください。
- ◎相談等は全て予約制となります。お手数ですが、お電話で予約の上お越しください。
- ◎決算予約の往復はがきが届かない、または紛失した方は、12月26日までにお電話で予約をお願いいたします。

練馬西税務署 納税表彰式

十一月十三日、練馬区立勤労福祉会館に於いて、令和七年度納税表彰式が執り行われました。当会から、練馬西税務署長表彰受表彰者一名、感謝状受表彰者三名、計四名の方が表彰されました。

練馬西税務署長表彰状

支部長 上原健一 殿

練馬西税務署長感謝状

支部長 鷹木稔臣 殿
支部長 堀部京介 殿
副支部長 足立喜久枝 殿



左から鷹木支部長、上原支部長、堀部会長、堀部支部長、足立副支部長

練馬区納税功労者感謝状 表彰式

令和七年一月二十四日、当会本多保幸副支部長が受表彰されました。誠にありがとうございます。

税務功労者東京都練馬都税事務所長感謝状贈呈

令和七年度税務功労者東京都練馬都税事務所長感謝状が、当会本橋稔支部長に贈呈されました。誠にありがとうございます。



受賞者の皆さま誠にありがとうございます

◆マイナンバーカードでe-Taxしましょう◆ 決算申告等の確認とお願い

《事前準備》

●「確定申告のお知らせはがき」または「通知書」

令和八年一月中旬から下旬に
税務署より送付されます。

- ・ 振替納税の有無
 - ・ 予定納税額
 - ・ 消費税の中間申告額
- など確定申告書の作成に必要な
情報が記載されております。

※e-Tax送信された方は送付されません。

●三年分の決算書・申告書
(令和四年～六年)

純損失の繰越控除、減価償却費の計算等に必要です。

●公的年金等の源泉徴収票
令和八年一月中旬から下旬に
日本年金機構等から送付予定です。

- 控除証明書(提出になります。)
- ・ 国民年金保険料
- ・ 国民年金基金
- ・ 小規模企業共済等掛金控除
- ・ 生命保険料控除
- ・ 地震保険料控除
- ・ 寄付金(ふるさと納税等)

●一月～十二月の年間支払金額
(証明書は不要です。)

- ・ 国民健康保険料
 - ・ 後期高齢者医療保険料
 - ・ 介護保険料
- ※金額が不明の方は、事前に
区・市役所に確認をお願いします。

●医療費控除の明細書作成

医療費控除の適用を受ける方は、
明細書の提出が必要です。
※作成方法について不明な方は、
事前に練馬西青色申告会
にお問合わせ頂くようお願い
致します。

●満期保険金がある場合

保険会社から送付される満期
保険金、今までに支払った
掛金または保険料を記載した
書類。

●USBメモリ

※書類がない場合はその金額を
調べるようお願い致します。
翌年分のデータ入力時に住

所、氏名、扶養者名、減価償却費等の変更・追加・削除等の入力時間の短縮になります。(事務局でも販売しております。)

●マイナンバー(個人番号)の記載

- ・ 確定申告するご本人
(マイナンバーカードの場合)
表面裏面のコピー
(通知カードの場合)
通知カードと身分証明書
(免許証・健康保険証・パスポート等)のコピー

・ 専従者や扶養親族(16歳未満の方を含む。)

●会計ソフト(ブルーリタインA以外)をご利用の方

仕訳帳・現金出納帳・決算書の印刷されたもの。

●マイナンバーカード(顔写真付き)による、e-Tax送信にご協力をお願いします。

●インターネット送信をされる方

- ①利用者証明用暗証番号(数字4桁)
 - ②署名用暗証番号(英数字混合の6文字以上16文字以下)
 - ③どちらか一方でも分からない場合は、e-Tax送信が出来ません。
- ※二回目以降の申告は①のみで送信できます。

●青色申告決算書に売上・仕入金額の明細の記入が必要です。

- ①売上・仕入先名・所在地
 - ②登録番号
 - ③売上・仕入先ごとの金額
- ※登録番号を記載された方は、①の記載は省略可能です。

《消費税の事前準備》

●免税事業者で

インボイスの登録をされた方
課税売上高が1千万円以下である場合でも消費税の申告が必要になります。
※課税売上高には次の金額が含まれます。

- ・ 商品や製品の販売代金
- ・ 請負工事代金、サービス料等
- ・ 貸店舗や貸事務所賃貸料
- ・ 業務に使用している建物、車両、機械、パソコンなどの減価却資産の売却代金

●収入及び経費を集計する際

〔一般課税を選択している方〕
課税売上上の金額及び各経費の金額を、標準税率10%、軽減税率8%に区分して集計して頂くようお願い致します。

〔簡易課税を選択している方〕
課税売上上の金額(二種類以上の業種をお持ちの方はその年の課税売上上の内訳をその業種ごとに区分した金額)を、標準税率10%、軽減税率8%に区分して集計して頂くようお願い致します。

準税率10%、軽減税率8%に区分して集計して頂くようお願い致します。

●納付または還付を受けた消費税の処理

令和六年分の消費税の確定申告で消費税の確定申告書を提出した方

- ・ 納付した消費税額で令和六年に未払金処理をしていない場合は、令和七年分の経費(租税公課)となります。
- ・ 還付を受けた消費税額で令和六年に未収金処理をしていない場合は令和七年分の収益(雑収入)となります。

事務局からのお願い

決算相談時間は会員一人当たり60分までとさせていただきますので、ご理解のほどお願い致します。
また、マイナンバーカード(発行から十年)と電子証明書(発行から五年)には、それぞれ有効期限があります。有効期限が切れている場合には、e-Tax手続きができません。お早目の更新手続きをお願い致します。

令和7年度 会勢拡大出陣式・役員研修会

十月十三日(月)～十四日(火)「会勢拡大出陣式・役員研修会」を山梨県石和にて、三十二名の役員の皆様にご出席頂き開催致しました。
物故者に対する黙祷、吉野女性部長の開会挨拶に続いて、会歌斉唱を行いました。

梶野会長から「支部会を出発として秋の入会キャンペーンが始まります。私たち個人事業主を取り巻く環境がなかなか良くならないなかですが、一名でも多くご入会頂けるよう皆様と団結し、人と人とのつながり

会勢拡大出陣式・役員研修会

一般社団法人練馬西青色申告会



梶野会長あいさつ

【消費税】

- ①インボイス制度の負担軽減措置の恒久化
 - ②軽減税率制度の見直し等
- 等についての説明を致しました。

休憩後、第二部「役員研修会」

では柔道整復師会支部による「フレイル

を大切に会勢拡大に取り組んでいきたい」との挨拶がありました。

第一部「会勢拡大出陣式」では、青色申告会連合会の会勢拡大出陣式に参加された山路副会長から、東京地区四十七会の現況説明と令和八年度税制改正要望意見の主な内容

【個人所得課税】

- ①給与所得控除の最低保障額に対応した青色申告特別控除の引き上げ
- ②青色事業主勤労所得控除制度の早期創設
- ③事業的規模にいたらない不動産所得者の青色申告特別控除十万円を二十万円へ引き上げ等



会勢拡大出陣式

について」の講習会を行いました。

健康な状態からフレイル状態(年齢を重ねて身体や心が衰えた状態)が悪化すると要介護状態になってしまふ為、フレイルの段階で早めに気づいて対策をすれば、健康な状態へ戻ることが出来ます。そのための予防と対策を学びました。

講師をお引き受け頂きました柔道整復師会支部の皆様、ご参加頂きました役員の皆様に感謝申し上げます。(高田)

青年部 第10回 蕎麦打ち体験

10月28日(火)に青年部主催による「そば打ち体験」を4名の参加で開催いたしました。

青年部の「信州そば佐久」の紙谷副部長に講師をお願いし、手本を見せてもらいながら体験いたしました。少しの水の量でそばをこねはじめ、粉から小粒の塊ができ、ここでほんの少し水を足してからさらにこね続けて、段々と中粒、大粒の塊となり一塊となりました。それから、麺の棒を使い薄く引き伸ばしてから、細く切っていくきました。それぞれ打った麺を紙谷さんに湯がいてもらい、美味しいお蕎麦にいただきました。

来年も青年部企画として検討しておりますので、ご興味がありましたら、是非ご参加下さい。(内)



～納税地が練馬西税務署・練馬東税務署管内の申告書の提出について～

令和7年7月10日より、上記税務署における書面提出の取扱い変更により、青色申告会では、従来より行っておりました申告書等をお預かりして税務署への提出代行ができなくなりました。

誠に恐縮ではございますが、今後の提出につきましては会員様にて所轄税務署に直接提出又は、業務センターへ郵送して頂きますようお願いいたします。

練馬西税務署・練馬東税務署の申告書の郵送先

〒100-8156 東京都千代田区大手町1丁目3番3号 大手町合同庁舎3号館
東京国税局業務センター大手町分室

※提出用のみ郵送してください。控えを郵送しても受付印は捺印されません。税務署に持参した場合も控えに受付印は捺印しません。税務署の窓口及び時間外受付箱へ提出することも可能ですが、その際は、所轄税務署に提出いただくようお願いいたします。納税地が練馬区以外の方で、郵送先がわからない方は、青色申告会へお尋ねください。